# 現場代理人及び主任技術者等の配置について

沼田市発注の建設工事における現場代理人及び主任技術者等の配置に関し、建設業法等に基づき以下のとおりまとめたので、ご確認の上、遵守していただきますようお願いいたします。

なお、本文において、「建設業法」は「法」、「建設業法施行令」は「令」、「監理技術者の行うべき職務を補佐する者」は「監理技術者補佐」と表記します。

## 1 現場代理人について

#### (1) 現場代理人とは

現場代理人とは、沼田市建設工事請負契約約款において配置を求めている者であり、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約に関する事項(請負金額の変更、請求及び受領等)について受注者の代理人として一切の権限を行使することができます。

## (2) 資格要件

特別な資格は必要ありませんが、受注者との直接的雇用関係(在籍出向者や派遣 社員でないこと)かつ恒常的雇用関係(一つの工事期間のみの短期雇用でないこと) であることが必要です。正社員として3か月以上の雇用関係があることを条件とし ます。

## (3) 他工事との兼任について

要件を満たせば兼任が可能です。

※詳細は「現場代理人の常駐義務緩和措置について」を参照

### 2 主任技術者等について

## (1) 主任技術者とは

建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額にかかわらず、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者を配置しなければなりません。(法第26条第1項)

#### (2) 監理技術者とは

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。(法第26条第2項)

## (3) 監理技術者補佐とは

工事現場に専任で配置され、監理技術者の指導監督の下、監理技術者の職務を補佐 することが求められます。監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職 務が円滑に行えるよう、常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。

#### (4) 資格要件

- ア 直接的かつ恒常的な雇用関係であること。 ※現場代理人の雇用関係と同様です。
- イ 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
  - (ア) 主任技術者:法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者
  - (イ) 監理技術者:法第15条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者
    - ※ 指定建設業の場合は法第15条第2号イに該当する者また はハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等 以上の能力を有するものと認定した者
  - (ウ) 監理技術者補佐: 建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技 術者要件を満たす者または建設工事の種類に応じた監理 技術者要件を満たす者

(令第29条、国土交通省告示第1057号)

# (5) 主任技術者の兼任について

主任技術者については、専任が義務付けられている工事(法第26条第3項)を除き、 兼任数の制限は設けません。ただし、各工事現場においてその職務(施工の技術上の 管理等)を誠実に行うことが可能な範囲としてください。

※ 要件を満たすことにより、同一の専任の主任技術者や同一の監理技術者が他の 工事を兼任できる場合もあります。(法第26条第3項第1号及び第2号、「監理技術 者制度運用マニュアル(国土交通省)」三(2)参照)

# 3 現場代理人及び主任技術者等の途中交代

現場代理人及び主任技術者等の途中交代については、適正な施工確保を阻害する おそれがあることから、原則、工期途中での交代を認めていません。ただし、死亡、 傷病、退職等、真にやむを得ない理由がある場合のほか、以下に該当する場合等に ついては、工事の継続性、品質確保等に支障を来さないと判断できれば交代を認め ますので、工事担当課(監督員)と協議してください。

- (1) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (2) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的 な場合
- (3) 大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

## 4 現場代理人及び主任技術者等の確認資料

## (1) 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について

受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、契約時において、「現場代理人等の指定(変更)通知書」に次のいずれかの書類を添付してください。

ア 監理技術者資格者証(表・裏)の写し ※所属建設業者名が記載されていること。

イ 被保険者通知書等の写し

被保険者氏名、資格取得年月日、事業所名が記載されているもので以下のいずれかのものとします。

- (ア)健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (イ) 雇用保険被保険者資格取得時確認通知書
- ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- エ 所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料

#### (2) 配置技術者の資格を証明するもの (請け負った工事の種類のもののみ)

ア 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 資格証明書等の写し ※国家資格等を有する技術者の場合
- (イ) 工事経歴書(実務経験証明書) ※実務経験による技術者の場合
- イ 監理技術者

監理技術者資格者証(表・裏)の写し ※監理技術者講習終了履歴が確認できること。

ウ 監理技術者補佐

次のいずれかの資料を添付してください。

- (ア) 1級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し
- (イ) 監理技術者要件を満たす資格証明書等の写し
  - ※1級施工管理技士、1級建築士等。

指定建設業以外の業種であって法第15条第2号ロに該当する者は、 主任技術者の資格要件を満たす資料に加え、元請5,000万円以上の工 事において2年以上の指導監督的実務経験があることがわかる工事 経歴書(実務経験証明書)でも可。

令和7年4月1日 沼田市役所総務部財政課